

# 危険な看板を放置すると、 重大な事故につながります。 定期的な安全点検を！

《令和6年度業界団体周知用》

- ◆ 屋外広告物はまちの活性化や情報の伝達のために欠かせないものですが、適正に表示しないと景観を阻害したり危険な事故を生じさせるおそれがあります。
- ◆ 平成27年2月札幌市内において看板落下事故が発生し、通行人が意識不明の重体となる事故が発生しました。これを契機に、県では条例を改正し、貼り紙等簡易なものを除く全ての屋外広告物(看板等)について、定期的な安全点検の実施を義務化しました。



屋外広告物（看板等）の種類ごとに、必要な対応をご確認ください。

## 一般広告物（野立て看板等）について

野立て看板は、その大きさに関わらず、屋外広告物設置許可が必要となります。

更新（原則として1年毎）時の添付書類として「屋外広告物自己点検結果報告書」をご提出していただいております。担当窓口から更新約1～2か月前に案内文書が届きますので、案内に従い、安全点検を実施したうえで更新手続きをお願いします。

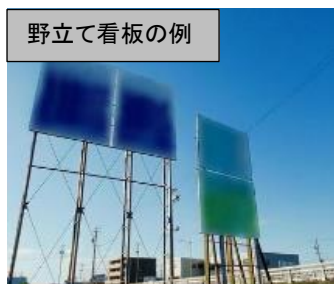
## 自家用広告物（敷地内看板）について

自己の事業所等の敷地内にある看板（条例上、「自家用広告物」といいます。）で一定規模以下のものは、屋外広告物設置許可を必要としません。

但し、安全点検は、自家用広告物（敷地内看板）であっても必要となりますので、広告主において、3年以内ごとに1回、安全点検の実施をお願いします。

（注）一定規模を超えるものは、屋外広告物設置許可を要し、手続きは野立て看板と同じになります。

野立て看板の例



自家用広告物（敷地内看板）の例



※写真は、フリー素材サイト「photoAC」等より引用

## 1 点検義務等の対象となる屋外広告物の一覧

屋外広告物の種類			点検義務	有資格者による点検(注1)	点検結果報告
①	野立て看板	表示面積 1 m <sup>2</sup> 以上	要 原則1年以内ごと	要	要(注2)
②	設置許可必要	高さ4m超			要(注2)
③		表示面積 1 m <sup>2</sup> 未満			
④	自家用広告物(敷地内看板) [設置許可不要](注3)		要 原則3年以内ごと		

(注1) 有資格者とは、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、建築士(1級、2級、木造)、電気工事士(第1種、第2種)等をいいます。

(注2) 許可更新時に、点検結果報告の提出が必要です。

(注3) 但し、敷地内にあっても1方向あたり合計表示面積が10 m<sup>2</sup>を超える場合は設置許可を要し、①～③が適用になります。

## 2 点検項目及び方法

「安全点検のポイント」を参考に、目視点検(通常立入可能な場所から出来る限り対象物に近づき実効性のある点検)を行い、「屋外広告物安全点検記録」に記録し、次回点検時までは書類保管してください。

目視点検では安全性の判断ができない場合は、より詳細な点検(打診等)を行ってください。

また、高所であるなど実施に不安がある場合は、有資格者による点検を検討してください。

## 3 点検実施及び技術的助言における相談窓口

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会では、屋外広告物点検技能講習を開催し、屋外広告物を点検できる屋外広告物の制作・施工に携わる業者の育成を行っています。三重県では、その下部組織である三重県屋外広告美術協同組合がその役割を担っています。

看板の安全点検の実施、有資格者(屋外広告士又は屋外広告物点検技能講習修了者等)に関する相談については、三重県屋外広告美術協同組合(電話:059-225-4735)までお問い合わせください。



## 4 屋外広告物に関する担当窓口

地域等	担当窓口	電話番号	地域等	担当窓口	電話番号
いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	多気郡大台町	大台町 建設上下水道課	0598-82-3788
桑名市	桑名市都市創造部 都市計画課	0594-24-1223	伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247
鈴鹿市	鈴鹿市都市整備部 都市計画課	059-382-9063	鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297
津市	津市都市計画部都 市政策課	059-229-3290	尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199	熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141
多気郡 ※大台町を除く	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586			

《発行》三重県県土整備部 都市政策課 景観・屋外広告班  
電話:059-224-2748 Email: keimachi@pref.mie.lg.jp

屋外広告物安全点検記録

広告物等の種類	広告板・広告塔・屋上広告・突出広告・サインポール・その他( )						
設置場所	市	町	丁目	番	号		
設置年月日	年	月	日	点検年月日	年	月	日
管理者	氏名						
	住所						
	電話番号						
点検者	氏名						
	住所						
	電話番号						
	資格名称						
点検箇所	点検項目		異常の有・無		改善の概要		
上部構造・基礎部	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無			
	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有	無			
	3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無			
支持部	1	鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無			
	2	鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有	無			
取付部	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無			
	2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無			
	3	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無			
広告板・文字	1	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無			
	2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無			
	3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無			
照明装置	1	照明装置の不点灯、不発光	有	無			
	2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無			
	3	周辺機器の劣化、破損	有	無			
その他	1	付属部材（※）の腐食、破損	有	無			
	2	避雷針の腐食、損傷	有	無			
	3	その他点検した事項（ ）	有	無			

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

注) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」欄に斜線を引くこと。

注) 必要に応じ、裏面に点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。

当該様式は、右の二次元コード(又はインターネットで「屋外広告物の安全対策の充実」で検索したページ)の項目4に word 形式で公開していますので、必要に応じご活用願います。



●安全点検のポイント【屋外広告物の安全点検に関する指針（国土交通省都市局公園緑地・景観課）より抜粋】

基礎部・上部構造

1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき



上部構造全体が傾斜した状態

2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき



基礎にクラックが入った状態

3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化



支柱根元の腐食が進行した状態

支持部

1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間



接合部（溶接部）が腐食している状態

2 鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落



ボルトのゆるみや欠落した状態

取付部

1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形



所定の場所にアンカーボルトがない状態

2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等



コーキングが劣化した状態

3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常



壁面にひびが生じた状態

広告板・文字

1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態

2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損



表示面板押さへのさびが進行した状態

3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり



広告板底部の腐食が進行した状態

照明装置

1 照明装置の不点灯、不発光



ランプ球の一部が不点灯の状態

2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水



ソケットが垂れ下がった状態

3 周辺機器の劣化、破損



変圧器（トランス）のさびが進行した状態